

(案)

改 正 前
静岡県生活交通確保対策協議会設置要綱
(目的)
第 1 条 静岡県内における乗合バス等の生活交通の確保を図るため、静岡県生活交通確保対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
(基本理念)
第 2 条 協議会は、国、県、市町、乗合バス事業者等が、地域の実情に応じた効率的な輸送サービスが地域住民に提供されるよう、それぞれの責務において、生活交通の確保並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年 5 月 25 日法律第 59 号、以下「活性化再生法」という。）に基づき県が設置する地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項について検討、調整を行う地区幹事会（以下、「県活性化協議会」という。）において、地域公共交通の活性化及び促進に努めることを基本理念とする。
(協議事項)
第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、前条の基本理念の下、次に掲げる事項について協議する。
（1）生活交通のあり方一般
（2）具体的な路線に係る生活交通の確保に関する事項
（3）その他生活交通の確保に関し必要な事項
(組織)
第 4 条 協議会は、別表 1 に掲げる委員をもって構成する。
2 協議会に会長及び副会長を置き、会長には静岡県交通基盤部長を、副会長には国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長をもって充てる。
3 会長は、協議会を代表し、会を統括する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他の事由により支障があるときは、その職務を代理する。
(会議)
第 5 条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2 協議会の決定事項は、第 3 条第 2 号に掲げるものとする。
3 やむを得ない理由のため、協議会に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、その委員は出席したものとみなす。
4 協議会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
(幹事会)
第 6 条 協議会は、第 3 条に規定する協議事項について検討、調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

改 正 後
静岡県地域公共交通活性化協議会バス専門部会設置要綱
(趣旨)
第 1 条 この要綱は、 <u>静岡県地域公共交通活性化協議会設置規約第 11 条の規定に基づき、静岡県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）のバス専門部会の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。</u>
(削除)
(協議事項)
第 2 条 <u>バス専門部会は、次に掲げる事項について協議する。</u>
（1）生活交通のあり方一般
（2）具体的な路線に係る生活交通の確保に関する事項
（3）その他生活交通の確保に関し必要な事項
(組織)
第 3 条 <u>バス専門部会は、別表 1 に掲げる委員をもって構成する。</u>
2 <u>バス専門部会に</u> 部会長及び副部会長を置き、部会長には静岡県交通基盤部 <u>地域交通課長</u> を、副部会長には国土交通省中部運輸局静岡運輸支局 <u>首席運輸企画専門官</u> をもって充てる。
3 <u>部会長は、バス専門部会</u> を代表し、会を統括する。
4 <u>副部会長は、部会長を補佐し、部会長に</u> 事故その他の事由により支障があるときは、その職務を代理する。
(会議)
第 4 条 <u>バス専門部会</u> は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
2 <u>バス専門部会</u> の決定事項は、 <u>第 2 条</u> 第 2 号に掲げるものとする。
3 やむを得ない理由のため、 <u>バス専門部会</u> に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、その委員は出席したものとみなす。
4 <u>バス専門部会</u> は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
<u>第 2 条第 2 号に規定する協議事項については、協議会長の同意を得て、バス専門部会の協議結果をもって協議会の決定とみなすことができるものとする。</u>
(削除)

改正前

- 2 幹事会は、別表2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は静岡県交通基盤部地域交通課長を、副幹事長は国土交通省中部運輸局静岡運輸支局首席運輸企画専門官をもって充てる。
- 4 第4条第3項及び第4項並びに前条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、第4条第3項及び第4項並びに前条第1項中「会長」とあるのは「幹事長」と、第4条第3項及び前条中「協議会」とあるのは「幹事会」と、第4条第4項中「副会長」とあるのは「副幹事長」と、第5条第3項中「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。
- 5 第3条第1項第2号に規定する協議会の協議事項については、会長の同意を得て、幹事会の協議結果をもって協議会の決定とみなすことができるものとする。

(地区幹事会)

- 第7条 協議会は、第3条に規定する協議事項のうち、特定の地域に係る事項(活性化再生法に基づく地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項を含む。)について検討、調整を行うため、幹事会に地区幹事会を置く。
- 2 地区幹事会は、別表3に掲げる幹事をもって構成する。ただし、県活性化協議会は、活性化再生法第6条第2項に掲げる者をもって構成する。
 - 3 第4条第3項及び第4項並びに第5条の規定は、地区幹事会について準用する。この場合において、第4条第3項及び第4項並びに第5条第1項中「会長」とあるのは「幹事長」と、第4条第3項及び第5条中「協議会」とあるのは「地区幹事会」と、第4条第4項中「副会長」とあるのは「副幹事長」と、第5条第3項中「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。
 - 4 県活性化協議会を置く場合は、設置規約を別に定める。

(分科会)

- 第8条 協議会は、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2に規定する地域公共交通会議(一又は複数の市町村長が主宰するものに限る。以下「公共交通会議」という。)又は市町が設置する活性化再生法第6条に規定する協議会(以下「市町活性化協議会」という。)を、公共交通会議又は市町活性化協議会の主宰者の申し出により、協議会の分科会(以下、次項及び第3項において「分科会」という。)とすることができる。
- 2 第3条第1項第2号に規定する協議会の協議事項のうち、単一市町内で完結する市町自主運行バスに係る路線の休廃止又は系統の廃止については、分科会の協議結果をもって協議会の決定とみなすことができる。
 - 3 分科会は、前項のほか協議会が要請する事項について協議を行う。
 - 4 県活性化協議会は、公共交通会議又は市町活性化協議会を、公共交通会議又は市町活性化協議会の主宰者の申し出により、県活性化協議会の分科会(以下、「県活性化分科会」という。)とすることができる。
 - 5 県活性化分科会は、県活性化協議会が要請する事項について協議を行う。

(事務局)

- 第9条 協議会、幹事会、地区幹事会の事務は、静岡県交通基盤部地域交通課において処理

改正後

(地区幹事会)

- 第5条 バス専門部会は、第2条に規定する協議事項のうち、特定の地域に係る事項について検討、調整を行うため、バス専門部会に地区幹事会を置く。

- 2 地区幹事会は、別表2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 第3条第3項及び第4項並びに前条の規定は、地区幹事会について準用する。この場合において、第3条第3項及び第4項並びに前条第1項中「部会長」とあるのは「幹事長」と、第3条第3項及び前条中「バス専門部会」とあるのは「地区幹事会」と、第3条第4項中「副部会長」とあるのは「副幹事長」と、前条第3項中「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(分科会)

- 第6条 バス専門部会は、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2に規定する地域公共交通会議(一又は複数の市町村長が主宰するものに限る。以下「公共交通会議」という。)又は市町が設置する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年5月25日法律第59号)第6条に規定する協議会(以下「市町活性化協議会」という。)を、公共交通会議又は市町活性化協議会の主宰者の申し出により、バス専門部会の分科会(以下、次項及び第3項において「分科会」という。)とすることができる。
- 2 第2条第2号に規定するバス専門部会の協議事項のうち、単一市町内で完結する市町自主運行バスに係る路線の休廃止又は系統の廃止については、分科会の協議結果をもってバス専門部会の決定とみなすことができる。
 - 3 分科会は、前項のほかバス専門部会が要請する事項について協議を行う。

(事務局)

- 第7条 バス専門部会、地区幹事会の事務は、静岡県交通基盤部地域交通課において処理

改正前

し、国土交通省中部運輸局静岡運輸支局輸送・監査担当がこれに協力するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成13年3月21日から施行する。

附則

この改正は、平成14年9月1日から施行する。

附則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成23年2月23日から施行する。

附則

この改正は、平成23年6月21日から施行する。

附則

この改正は、平成26年2月24日から施行する。

附則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成27年2月24日から施行する。

附則

この改正は、平成28年2月23日から施行する。

附則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

改正後

し、国土交通省中部運輸局静岡運輸支局輸送・監査担当がこれに協力するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、バス専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要綱は、平成13年3月21日から施行する。

附則

この改正は、平成14年9月1日から施行する。

附則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成23年2月23日から施行する。

附則

この改正は、平成23年6月21日から施行する。

附則

この改正は、平成26年2月24日から施行する。

附則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成27年2月24日から施行する。

附則

この改正は、平成28年2月23日から施行する。

附則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和6年 月 日から施行する。

改正前

別表1(第4条関係)

静岡県生活交通確保対策協議会委員

静岡県交通基盤部長	市町代表者(副町長、市担当部長)
国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長	乗合バス事業者代表者(担当役員)
一般社団法人静岡県バス協会長	

別表2(第6条第2項関係)

静岡県生活交通確保対策協議会幹事会幹事

静岡県交通基盤部地域交通課長	市町担当課長
国土交通省中部運輸局静岡運輸支局	乗合バス事業者担当部長
首席運輸企画専門官	一般社団法人静岡県バス協会専務理事

別表3(第7条第2項関係)

静岡県生活交通確保対策協議会地区幹事会幹事

静岡県交通基盤部地域交通課長	関係市町担当課長
国土交通省中部運輸局静岡運輸支局	関係乗合バス事業者担当部長
首席運輸企画専門官	

改正後

別表1(第3条関係)

静岡県地域公共交通活性化協議会バス専門部会委員

静岡県交通基盤部地域交通課長	市町担当課長
国土交通省中部運輸局静岡運輸支局	乗合バス事業者
首席運輸企画専門官	一般社団法人静岡県バス協会長専務理事

(削除)

別表2(第5条第2項関係)

静岡県地域公共交通活性化協議会バス専門部会地区幹事会幹事

静岡県交通基盤部地域交通課長	関係市町担当課長
国土交通省中部運輸局静岡運輸支局	関係乗合バス事業者
首席運輸企画専門官	一般社団法人静岡県バス協会専務理事